

平成16年4月23日(金)

企業会計審議会

第9回企画調整部会議事録

於 金融庁特別会議室
(中央合同庁舎第4号館9階)

金融庁 総務企画局 市場課企業開示参事官室

(午後2時00分 開会)

加古部会長 定刻になりましたので、ただいまから第9回の企画調整部会を開催させていただきます。委員の先生方にはお忙しいところをご参集頂きまして、誠にありがとうございます。なお、本日の会議も公開とさせて頂きたいと思いますが、それによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

加古部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の議事次第が配られておりますが、最初の議題として2005年問題に関連しまして我が国の企業会計制度の実態を諸外国に的確に伝えるために金融庁を中心としまして、企業会計基準委員会あるいは日本公認会計士協会、さらに日本経団連などの関係者に依りまして英文の説明資料も作成されております。このほどそれが完成いたしましたのでお手元にお配りしております。この内容につきまして初めに事務局の方から利用方法などにつきまして、ご説明頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

羽藤参事官 お手元に「EVOLVING JAPANESE GAAP」という両刷りのパンフレットをお配りをいたしております。これは刷り上がったところでございまして、中身につきましては既にこれまでにご紹介をさせて頂いたところでございますけれども、会計基準について、大きく全部を開いて頂きますと見開きのところで日本の会計基準と米国の会計基準、それからIASとの関係でどのような点が共通の処理方法であり、どのような点が違っているのかということの色分けをしているわけであります。それから「Main Point」、「Overview」、「Accounting」、「Auditing」、「Disclosure と Corporate Governance」等々、それぞれポイントを英文でいたしております。

これは今、ご紹介がございましたように公認会計士協会、ASBJ、企業会計基準委員会、そして経団連、関係する方々のご協力を頂き、あるいは実際にこれを作成するに当りましては、外部の方の協力を頂きまして作成させて頂いたものであります。関係をいただいた方にはこの場を借りまして、改めて御礼を申し上げる次第であります。したがって、クレジットは金融庁ということではございますけれども、後ろの最後のページの裏側ですが、問い合わせ先がございまして、併せてASBJ、それから公認会計士協会の連絡先も記載をさせて頂いているとい

うことでございます。既に、これはもっぱらEUを念頭においておりますものですから、EUの関係者、またEUをベースとする機関投資家などの方に広く、まずとにかくお送り申し上げようということで、そのような手配を既にとっております。

また、今朝も自民党の塩崎先生が委員長をされております企業会計小委員会という会議がございまして、その場でも日本の基準の現状というものについての情報不足が一因になっているのではないかという指摘を、例えば欧州ビジネス協会のサイドの方から頂いたわけでありますので、早速、そういうことに応えるという意味でもよくPRをするということが大事であろうと思っております。これまでにはないものがございますが、こういったことを関係する方々に、それぞれの場でご議論を頂き、現状を認識をして頂いた上で、どういう評価が下され、批判が起こるのかということに、きちんと対応していかなければいけないと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願い致したいと思っております。

なお、本件については限りもございますけれども、関係をする方々からお申し出を頂いておりました、これを増刷するあるいはいろいろ活用したいというふうなお話がございますので、これは非常に大変ありがたいことでございますので、そういうふうなニーズがございますればコピーを取られるあるいはいろいろと使って頂くということには、ぜひご協力を願いたいと思っておりますし、ありがたいお申し出を頂いておりますので、そういう形で使って頂ければと思っております。

中身については、お読み頂ければと思っておりますので、大変恐縮でございますけれども省略をさせていただきます。以上でございます。

加古部会長 ありがとうございます。ご質問もあろうかと思いますが、次の海外の動向のご紹介と合わせて後ほど質疑の時間をとらせて頂きますので、この際、先に進めさせて頂きたいと思っております。

それでは、続きまして2番目のEUへの対応ということでありますが、前回の部会以降、EUの動向などにつきまして、事務局からご紹介頂ければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

松尾企画官 それでは、前回以降のEUにおける最近の動きと対応ということでご説明をさせて頂きたいと思っております。お手元の資料1に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、EUにおける最新の動きでございますけれども、発行開示を定めております目論見書

指令につきましては、指令自体はファイナルになっているわけですが、まだファイナルになっておりません継続開示を扱っております透明性指令につきましては、大きな進展がございました。

欧州議会におきまして3月30日に承認をいたしました。ただ承認はそれまでの案をそのまま承認したというのではなくて、財務相理事会で政治的合意をなされた案文を修正したものでございます。したがって、このEU内の手続きとしては、今後財務相理事会により改めてその改定版が採択されることが必要になります。そのタイミングでございますが、きょうは資料を未定稿ということにさせて頂いております、必ずしも最終的なものが発表されておられませんので、ちょっと模様ということでご容赦頂きたいのですけれども、採択は今年の秋ということで、秋に恐らくEU官報に最終案文が掲載されるのではないかとこの見方がございます。施行は2006年、その24カ月後の2006年秋ということではほぼ2007年に近いということでございます。

施行までは現状の取扱いが継続するというので、現状というのは各国、各加盟当局の判断ということでございますので、この問題だけにつきましては2005年問題というよりは、どちらかといいますと2007年問題というに近いということになるかと思っております。

具体的に現時点での透明性指令の案でございますけれども、2枚めくって頂きまして最後から2番目のページに別紙ということで、現時点で判明したその概要を書かせて頂いております。順を追ってご説明をさせて頂きます。第3国、これはサードカントリーという言い方をしますが、EU域外国の証券発行者の取扱いにつきましては、EUにおける母国所轄当局、母国基準がIASと同等の場合、またはEU所轄当局が同等と考える第3国基準、これは恐らく日本企業が米国基準を活用するような場合が念頭にあるのではないかと推察されます。これを適用除外をすることが可能であるということにされております。

2007年1月1日までの経過措置といたしまして、国際的に受け容れられている会計基準については2007年以降に開始する事業年度以前は適用除外ということです。この国際的に受け容れられている会計基準という解釈は、欧州委員会はこれまで米国基準のみを指すとの解釈でございます。これはなぜかといいますと、そもそもIASを欧州上場の欧州企業を義務づける際に、一部欧州企業は米国基準を利用しているものでございますので、そうした欧州企業につきまして2005年ではなく2007年まで米国基準の使用を認めているということから、米国基準のみについては適用除外になっているということでございます、日本基準は欧州企業に利用されていないものですから、ここに入っていないという解釈になっております。

次に、同等性評価のメカニズムについては、メカニズムを設けるための実質措置を採択すべきということに留まっております、これについてはまた後ほどご説明致します。

同等性決定の時期でございますが、評価の対象となる外国会計基準は恐らく数多くあるであろうということから期限を切っております、遅くとも指令の施行5年後までに同等性について必要な決定を行うべきとしております。仮に同等でないとして決定した場合、適切な経過措置の間、現状使っている基準の継続使用を認めることが可能だということになっております。

あと、透明性指令は新規上場を扱う目論見書指令と異なりまして、既に上場している証券発行体、すなわち過年度に証券を発行することによってEU域内の取引所に証券を上場している発行体にも適用があるものですから、欧州議会の議論におきまして過年度証券発行体の扱いで適用除外をどうするかというのが相当議論になったようでございます。結論としては負債証券の年次報告書については一定の要件の下、第3国基準が使用可能ということになっております。半期報告書については、2005年1月から10年間、第3国基準が使用可能ということになっております。

この欧州の定義ですと、いわゆる新株予約権付き社債は、持分証券の定義にあたりますので、この適用除外の対象にならないということになります。これに関連してECは、遅くとも2009年6月30日までに報告書を提出する義務があります。当該報告書には、既存の負債証券に対する10年間の適用除外を廃止することの適切性、その欧州資本市場への潜在的影響等が含まれるということで、見方によってはこの10年間の適用除外はさらに延長される可能性も有り得るということでございます。

以上が透明性指令の概要でございます、最終的にはEU官報に掲載されるであろう最終的な規定をよく見る必要があると考えております。

1枚目にお戻り頂きます、問題は国際会計基準との同等性を評価するメカニズムがいかなるものかということでございますが、4月19日にヨーロッパ証券委員会というものがございまして、以前にもご説明しましたけれども、これは加盟各国の財務省などで構成されているものでございますが、ここで目論見書指令に基づくEU規則案と、これは前回ご説明しましたように、最終的な内容はまだ発表されておられません、2007年1月1日まで現行の取扱いを認めるというものでございます。外国会計基準の同等性を評価するメカニズムについても議論された模様でございます。これがどうなったかは今情報収集中でございますけれども、恐らくCESR、ヨーロッパ証券規制当局委員会、これは財務省ではなくて英国のFSAやフランスの金融市場庁のような加盟各国の証券当局で構成するもので、技術的な助言を与えておりますが、

この技術的助言に基づいて恐らく通常のプロセスであれば、このヨーロッパ証券委員会で投票がなされ、最終的に欧州委員会が採択をすると思われます。決定するというプロセスを経るのが通常でございますが、このE U提案が承認された模様でございます。ということは、このヨーロッパ証券規制当局委員会で技術的な評価、会計基準についての技術的な評価が行われることになるのではないかとということでございます。

対応でございますが、これまでの対応とE U側の反応、(1)でございますが、欧州委員会やE Uの主要国当局に対して、2 国間対話や個別訪問やレターの発出等を通じて、我が国企業会計基準の同等性を認めるよう要請した。そして、2 国間対話といたしましては、日・E U財務金融ハイレベル協議、これも共同議長は日本側は財務省でございますが、あと日・E U規制改革対話、日・E Uハイレベル協議、これは日本側共同議長は外務省でございますが、このような場を活用しております。

個別訪問やレターの発出等については金融庁のみならず、本日いらっしゃっておられます日本経団連、東京証券取引所、あるいは経済産業省、企業会計基準委員会、関係当局一丸となって対応をしているところでございます。これに対するE U側の反応は総じて以下のとおりでございます、3点でございます。

日本側の問題意識は十分認識していると。この問題は論点として明確に上がっていると。恐らくE U側が国際会計基準の同等性を評価する対象の会計基準は、恐らく今3つございます。1つは日本基準、2つ目は米国基準、3つ目はカナダ基準ではないかといわれております。日本基準は評価の対象として明示的な挙げられているのではないかとということでございます。

2 ページ目でございますけれども、今後とも日本側との対話を十分行いたいということでございます。その際には会計基準の詳細について議論したいということで、個別の会計基準の中身についてよく聞きたいということでございます。

我が国会計基準の説明でございますが、E U側はこのような意向でございますので、E U関係当局に対して我が国会計基準の整備・改善状況、国際的収斂(convergence)に向けた考え方、日本基準とI A Sとの比較等について説明することが重要となっております。正式なプロセスは恐らくC E S Rが活動を開始するのは通常は欧州委員会からの検討の指示がございませので、これは指示が下りるまではあと数カ月はかかるだろうということで、すぐには検討プロセスは開始しないわけで、公式的な検討プロセスは開始しないと思われませんが、ただその間はそれまで待つことなく、非公式にE Uの関係当局に対して説明をすることが重要でありまして、現にこの英文パンフレットを活用いたしまして、既に一部のE U関係当局に対して説明

をしております。

その際に重要と思われるのは、恐らく同等性というのはどういう意味かということでございます。これについては恐らくCESRの中でどういう基準で判断するのかという議論がなされるのではないかと思います。現在決まっていないと思います。今までの関係当局との非公式な意見交換で個人的意見等を承った印象では、あくまで印象でございますけれども、人によってはこのconvergenceというのを非常にきびしくとらえて、ほとんどシングルセットに近いものというような人もおります。他方、そこまではいかずに、いや、問題は重要な差異があるかどうかということ指摘する人もございます。この重要な差異の点については、英文パンフレット等を活用しまして説明をいたしますと、日本の会計基準について最近多くの進展がみられたということは理解をされたということでございますので、情報発信の面でこれからもこういう努力を続けていきたいと思っております。

他方、その重要な差異はどのようなものかということで、一つの感触といたしましては、その重要な差異は少ないのだろうけれども、その数少ない重要な差異に評価の検討の焦点が当てられるかもしれないという見方がございます。具体的にどのようなものが言われているのかと。これはあくまでもこういうことが確定したわけではないということ为前提に申し上げますと、例えばストックオプション、今世界的に注目されていますストックオプションの会計処理はどのようなものか、リース会計はどのようなものか、あとはやはり企業結合会計です。あとはやや意外だったのですが、研究開発費、日本基準は米国基準と同じなのですがIASとちょっと違うということでございまして、あと過年度財務諸表の遡及修正等をいう話を聞いております。

これはあくまで私見でございまして、今後公式なプロセスに入るわけでございますが、その際にはこの英文パンフレットで考え方をよく説明をするとともに、より詳細な点についても理解を得られるよう関係者の方々と協力して努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

加古部会長 ありがとうございます。次に、日本経団連では欧州産業連盟と共同声明を出されているようでございます。その点についてご紹介頂ければと思います。よろしく申し上げます。

遠藤委員 4月20日にお手元の共同声明を公表いたしておりますので、これまでの経緯と

若干の内容のご説明をさせて頂きたいと思います。

経緯でございますが、ご承知のように 2005 年以降に E U で I A S が導入されるということから、世界の会計基準の統一化の動きが出てくるだろうと思います。このような動きに対して日本の経済界としてどういう立場、どういうスタンスで臨むべきかということを検討して参ったわけですが、その結果、昨年 10 月に、会計基準に関する国際的協調を求めるといった意見書をまとめて公表致しました。このポイントは convergence の方向に向かうとしても当面は相互承認に向かうことが現実的であるといった内容のものであったわけです。

その後、この意見書をもとに国内、国外の主要関係者に対して働きかけを始めたわけでございます。海外におきましては金融監督当局、証券取引所とか各国の経済団体を回りました。その中で欧州産業連盟 (U N I C E) からは、我々の意見に全面的に賛成であるといった意見を頂きまして、それではということで共同提言をまとめることとしたわけでございます。

資料にありますように、この共同声明は 3 つのポイントからなっております。1 つは会計基準に関する基本的概念ということですが、全面的な時価主義会計を採用することについては断固反対であるということで、基準設定に当たっては I A S B はもっと市場参加者の声に耳を傾けるべきであるといった点が第 1 の主張でございます。

第 2 の主張、提言は I A S B のガバナンスの改善ということでございますが、I A S の due process にはいろいろ問題があるといったことで、世界の関係者から作成者だけでなく監査人、財務諸表の利用者、政治家を含めて I A S B に対する不満が出てきているという状況にあります。そこでこれらのガバナンス、due process の改善をぜひ図るべきであり、この問題を解決するためにも国際会計基準委員会財団の定款の見直しが必要であると思います。既に我々はこの定款見直しの意見を出しておりますが、共同声明ではその方向でぜひ定款の変更を行うべきであるということをおっしゃっております。

3 つ目のポイントは相互承認でございますが、比較可能性を確保するために会計基準の収斂については全面的に賛成であります。しかし、これは短期間に達成することは困難と思います。したがって、convergence を達成する前の中間的な段階として相互承認を実現するのが現実的であると思います。その方向で協力しようというのがポイントでございます。

この声明をもとに既に各方面にこの説明をし、働きかけをしているわけですが、特に EC の当局、英国の金融サービス機構、金融監督官庁、ロンドンの証券取引所、I A S B 等々にさらに積極的に働きかけていこうと考えております。以上でございます。

加古部会長 どうもありがとうございました。それではこれまでの事柄、先ほどの英文の説明資料、ただいまのご説明など一括してご質問、ご意見などございましたらお受けしたいと思います。ご自由にご発言を頂きたいと思います。

(発言者なし)

加古部会長 ご発言はまたあとでもお受けいたしますので、ひとまず次に進ませて頂いてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」という者あり)

加古部会長 次の外国会社の開示の取扱いについて、少し説明を続けさせて頂きまして、後ほど一括してご議論を頂戴したいと思います。

外国会社の我が国における開示につきまして、ご検討頂きたいわけですが、前回の部会におきまして、財務諸表等における外国会社に関する規定につきましては一応のご説明を頂きました。そして皆さま方からも貴重なご意見を頂いたわけですが、本日は現行の取扱いと論点につきまして事務局の方で整理して頂きましたので、まず初めにご説明頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

多賀谷課長補佐 それでは資料3 - 1、3 - 2に基づきましてこの内容を私の方から若干説明させて頂き、そのあとで参事官の方から補足的に説明をさせて頂きたいと思います。

資料3 - 1は、現行の取扱いにつきまして前回ご説明したものを少し集約してまとめさせて頂いたものでございます。それを踏まえまして資料3 - 2で考えられる論点について、ご意見も踏まえて整理をさせて頂いております。

まず、資料の3 - 1でございますが、現行の外国会社の開示する財務書類の取扱いということでございます。まず、現行の取扱いの1番目、開示する財務書類の種類でございます。これは単体、連結といったような財務書類の種類の問題でございます。これにつきましては本国又は第三国で開示される財務書類の開示が認められる場合には、原則としてその本国または第三国の開示と同様の財務書類を記載します。ただし、連結財務諸表が開示されていない場合には、金融庁長官の指示により作成した連結財務諸表を記載します。すなわち、個別財務諸表は省略

をしてもよいという形になっております。

この規定は開示府令の外国会社の様式でございます7号様式というところに定められておるわけでございますが、基本的な考え方と致しましては、右側に整理してありますけれども、先般もご説明させていただきましたけれども、欧米市場に上場している外国会社の株式公募、これが我が国で初めて実施されたのは昭和47年から48年当時でございます。その当時は、我が国では連結財務諸表の作成義務がありませんでした。もちろん、連結財務諸表を作成する基準もございませんでした。こういった中で外国では連結財務諸表のみの開示が、特に米国ではこれが一般的になっております。

このため、我が国において開示を求める書類に齟齬が生じました。我が国の制度は個別しか前提としてない制度でありました。一方、特に米国は連結しかベースにしていない制度であったということで、齟齬が生じたということが当初ございました。この初めの頃は我が国の制度に合わせまして、個別財務諸表の開示を求めたわけでございますが、これはかなり困難だということがございましたので、個別財務諸表の省略を認めるとともに、本国または第三国での開示規制を前提とした開示を認めるという枠組みで現在に至っております。

このような形になりましたのは一般的にはその本国または第三国で開示している財務諸表に基づきまして、その当該国の市場において企業評価や株価の形成というのが行われていると考えられ、開示制度が国際的水準において整備されている国の会社については、その当該本国で開示している財務情報を開示することが、我が国の投資者保護上問題がないというふうに考えられたためであります。これが我が国で開示する財務諸表の種類についての考え方でございます。

次に、今度は財務諸表そのものの作成の基準でございます。本国または第三国基準による財務書類ということで、本国または第三国で開示する財務書類が、公益または投資者保護に欠けることがない場合には、その開示を日本でもそのまま認めるという形になりまして財務諸表規則で定められております。

これは只今もご説明申し上げました財務書類の種類と同じように、我が国での開示はセカンダリーであるという前提において、本国または第三国の市場において開示されている財務書類の開示を基本としたというものでございます。ただし、無条件で本国または第三国の財務書類を受け入れるということではなくて、我が国において、「公益または投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」という条件を一応設けまして、この判断においては本国または第三国の開示制度、会計制度、監査制度、広く開示制度全般でございますけれども、これによ

って、財務書類の適正性が担保されているか否かに基づき個別に判断をされております。こういう形で欧米の企業が現在、我が国で開示されているのがほとんどでございます。

次に、規定では本国基準が認められない財務書類という規定がございます。本国または第三国で開示している財務書類の開示が認められるにもかかわらず、それ以外の財務書類を日本で開示したいという場合、並びに本国または第三国で開示している財務書類を開示することが日本では認められないという場合、こういう場合には金融庁長官の指示するところにより財務書類を作成するという規定になっております。これは考え方といたしましては、少なくとも本国または第三国において何らかの開示は行われているということを前提として、その開示書類の開示が日本でやらない、あるいは認められないという場合、やむを得ず我が国で開示する財務書類の作成方法を金融庁長官が指示するということとされております。当然、この府令ができた当時は大蔵大臣が指示するという形になっておりました。

次に4番目、会計基準及び表示の差異注記でございます。外国会社の開示する財務書類につきましては、日本の会計処理の原則及び手続き、表示方法と異なる場合には、その内容を注記するという規定がございます。ただし、金額ベースでの記載、これについてはできる場合には記載するという形になっております。これは考え方といたしましては、本国の開示書類を開示することが「公益または投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」であっても、会計基準が違うということは投資者の誤解を避ける意味から、日本基準との違いを記載することが適当であるとされたものでございます。

ただし、相違金額、会計基準の違いによって財務書類の金額が変わってくる金額まで記載することまで求めますと、これは日本基準で財務書類をもう一度作成するとことと同じ手続きになるため、金額の記載はできる場合はして頂くということで強制はしておりません。この点、米国では差額開示ということで重要な項目については金額まで追加的に書くということになっております。

5番目、財務書類の監査の問題でございます。外国会社の開示する財務書類につきましては、監査証明を受けなくても公益または投資者保護に欠けることがないものとして定めるものは、我が国での監査は要しないということが証券取引法の第193条の2、それから施行令第35条で定められております。この公益または投資者保護に欠けるものがないものというのは、これは本国基準または第三国基準による開示が認められた財務書類で、本国または第三国において、我が国の公認会計士または監査法人に相当する者により監査証明に相当する証明を受けたものとするということが監査証明府令で決められております。

これは外国会社の財務書類につきまして昭和47年当初から昭和58年までは証券取引法の原則に基づきまして、我が国で監査を受けるということが原則とされておりました、いわゆる二重監査をされていたわけでございます。ただし、監査手続き上は、本国での監査結果の利用は認められるという形で、手続きについてはそういう合理的な手続きができるようにはしておりましたけれども、基本的には法制上は我が国での監査も受けるという形になっておりました。それが昭和58年に証券取引法施行令が改正されまして、我が国において「公益または投資者保護に欠けることがないものとして認められたことにより、本国または第三国で開示している財務書類の開示が認められる場合」、いわゆる本国基準、第三国基準での開示が行える場合には、そのような財務諸表については、本国等における監査で足りるというふうにされました。

なお、このような考え方によりますと、財務書類の開示の可否は、本国等の開示制度等、会計監査の開示、全体として我が国の制度と同等か否かという判断が必要になったと考えられます。これが一応現行基準とその考え方ということでまとめさせて頂きました。

次に資料3-2でございます。外国会社の開示に関する論点としております。いくつか論点を掲げて検討の方向性ということを右側に記載しております。

まず、1番目でございますが、本国または第三国で開示している財務書類が、公益または投資者保護に欠けることがない場合には、その開示を認める現行の取扱いを維持するかどうかということでございます。(注)は先ほどご説明致しました通り、公益または投資者保護に欠けることがないという判断につきましては、準拠する会計基準のみならず、その本国の開示制度が我が国の制度と同等と認められ、財務書類の適正性が担保されているか否かにより判断をされるということでございます。

検討の方向性でございますが、基本的には、現在の本国または第三国基準の原則を基礎として考えてはどうか。その際、本国または第三国の開示制度が我が国の制度と同等と認められるかについての判断基準を明確とするべきではないか。どのような形でということでございますが、今は財務諸表について個々に判断をしているということでございますけれども、基本的には今のやり方はそのようなやり方でございます。(注)と致しましては、先ほどEUの動向としてもご説明させて頂きましたが、EUでは同等性の判断に関する指令がまだ確定していないものもございまして、そういう指令という形で同等性自体は判断するという考え方もございます。または米国では上場会社を監査する会計事務所、これは外国の会計事務所も含め、PCAOBへの登録制といったような形での制度担保といいましょか、そういう方法も部分的にはあるということでございます。

次に2番目でございますが、EU諸国において国際会計基準が導入された場合には、EU諸国の会社が国際会計基準により作成した財務書類を、我が国で開示することに問題はないか。これにつきましては、現在我が国で開示しているEU諸国の会社は、本国基準により開示が認められております。したがって、本国の財務書類との位置づけを前提として国際会計基準に基づく財務書類の開示が認められるのではないかと。これは会計基準自体を判断するというよりは、本国での財務書類を認めており、その本国の制度は変わったということ为前提としたときに、やはり本国での制度全般が我が国の制度と比較して特に問題がない場合、同等であるということであれば、そのような位置づけに立って財務書類も含めて開示が認められるのではないかと。という考え方でございます。

3番目といたしまして、EU諸国以外の外国会社について、母国で国際会計基準による財務書類を開示している場合に、我が国でも開示が認められるかどうかでございます。これは本国または第三国基準の原則により判断すべきではないかと。したがって、単なる会計基準の適否のみならず、本国等の開示制度が我が国と同等か否かにより、開示の可否が判断されることになるのではないかと。あくまでも会計基準がどうかということではなくて、今の枠組みを前提といたしますと、本国での開示制度、会計監査開示全般としての開示制度、ディスクロージャー制度全体として適切な開示が行われているかどうかという判断の上に立って、個々に判断されるのではないかと。ということでございます。

それから1枚めくり頂まして4番目、本国または第三国で開示している財務書類以外の財務書類を我が国で開示する場合、あるいは我が国での開示がプライマリーである場合、その作成方法をどのように取り扱うべきか。先ほどご説明申し上げましたように、本国で開示している財務書類以外のものを我が国で出そうという場合、あるいは本国では開示するが、我が国で開示することが認められない場合、この場合は我が国で何らかつくらなくてはならないということになるわけでございます。

検討の方向性と致しましては、我が国で開示するための財務書類の作成基準という趣旨から致しますと、原則として日本基準を用いることが適切ではないかというふうに考えられます。もう1つは、少なくとも、本国において証券取引法または商法に相当する開示制度や適正担保措置が存在することを前提とする必要があるのではないかと。財務書類だけ日本で指示をすれば、それは当然適切なものができたとしても、それだけで財務諸表の本質的な適切性、投資家保護の観点から適当かどうかという問題意識でございます。

失礼しました。次の番号がずれていまして申しわけございません。6、7ではなく5、6で

ございます。

次は国際会計基準による財務書類を開示する場合、我が国の基準との相違について追加記載することが適当か否かということでございます。これも先ほど会計基準の相違についての追加注記をいかにするかということでございます。会計基準の相違に関する追加記載については、EU諸国や米国における外国企業の取扱いや国際会計基準の普及状況を踏まえ、その要否を検討してはどうかということでございます。

それから最後でございますが、我が国の基準以外の基準により作成された財務書類について、我が国の公認会計士または監査法人の監査を受けることについて問題は生じないか。これは上の4のところとの対応もございませけれども、本国基準で本国で監査を受けたものを受け入れる場合と、本国の開示書類でない書類、あるいは我が国で指示をしてつくった財務書類を作成して開示する場合には、これは証券取引法上の我が国の公認会計士または監査法人の監査を受けるということになります。その場合に、どのような基準になるかということもございませ。それからそもそも今の本国基準、第三国基準で本国で監査を受けている場合にもそのまま、どこの国であってもその財務諸表が適切であれば、もう監査も全部オーケーでいいのかどうかということは、こういう問題が両方入ってくるのではないかと考えております。

これにつきましては、これは我が国で監査を行う場合でございますが、監査を行う公認会計士または監査法人には財務書類が準拠している諸基準について、我が国の基準と同等と認められるかについての判断が必要となるのではないかと。日本の基準だけではなく、例えば国際会計基準に基づく財務書類を監査するという場合には、どのような要件なりの確性というものが必要となるかどうかという問題でございます。

以上、大まかに論点を整理したものをご説明させていただきました。

加古部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、委員の先生方のご意見を頂戴したいと思います。どなたからでも結構でございます。先の英文の部分についても結構でございます。どうぞ発言頂きたいと思っております。

どうぞ、奥山委員をお願いします。

奥山委員 先ほど申し上げるべきだったのですが、情報提供という形で1つだけ、EUへの対応のことで申し上げておきたいと思っております。

前からレジェンド問題でピックアップの理解を得られているのかどうかと。理解を得られな

いとすれば得られる努力をすべきではないかということがあったかと思えますけれども、現実
に今その動きを始めておりました、ビッグフォーのそれぞれ品質部門の責任者が日本の各法人
とそれぞれコンタクトをとりまして、具体的に問題がないかどうかと。そこにおいては会計基
準あるいは監査基準、その実施状況等を踏まえて具体的に検討するという動きが始まってお
ります。

私の聞くところでは、やはり会計基準、監査基準においては、概ねやはり理解は持っている
と。先ほどお話がありましたような方向で、やはり理解は持っているということでありまして、
あとは実務でどうなのかということが、やや焦点になるかというふうに聞いております。とり
あえずの状況をご報告させていただきます。

加古部会長 ありがとうございます。その点も含めましてご意見があったらどうぞ。

斎藤委員、お願いします。

斎藤委員 最初にまず質問ですが、審議会の役割分担ということでちょっと気になることが
ございます。金融審の方で英文開示にどう対応するかということも議論しているわけでありま
すけれども、ご承知のように英文開示というのは単に英語で出すというだけではなくて、外国
基準にしたがった外国語の、あるいは英語の財務書類をどう扱うかということでもありますので、
そこでの検討と、この審議会で問題を検討する時の棲み分けというのでしょうか、あるいはコ
ンフリクトということがあるかもしれませんけれども、それについてはどうお考えかというこ
とを、予めまずお伺いしたいと思います。

羽藤参事官 英文で開示をすることについてということで、今、金融審議会でご議論頂いて
いるところでありますけれども、これは確かに、拠って立つ会計の基準がどのようなものであ
るのかというところの議論が、英文開示の議論の中には根本的な議論として、あるいは与件と
してそこをどう考えるのかということを含めて、ご議論の対象になっております。

具体的には金融審議会のディスクロージャーワーキンググループの場でご議論を頂いている
ところですが、もし仮に会計基準の準拠性を問題にするのであれば、どのような点が問題とし
て生じるのかということもこれからですけれども、整理をして頂こうと思っております。ただ、
会計基準の準拠性については、どのように証取法の中で、国際会計基準を位置づけていくのか
というご議論は、まずここで整理をして頂ければと思っており、そういう意味では金融審議会

のディスクロージャーワーキンググループでの結論として、例えば従前のというか現行の取扱いを変更する、すなわち会計基準の準拠性の問題を更に明らかにしないとイケないのではないかとということになれば、ここで、整理をお願いしているということで対応してまいりたいと考えております。

加古部会長 他にご意見、ご質問ございましたら。

羽藤参事官 それからこれも大事な点であると思いますので、改めて補足をさせていただきます。今、ご議論頂いておりますことについては、我が国で国際会計基準を認めるかどうかという表現や捉え方がなされることがあります。これは確かに一つの表現ですが、国際会計基準の個々の会計情報の測定の物差しについて、その基準性ということについて、理論的にどのような内容を持つことが適正であるのか、あるいはより信頼性が高いのかなどという、これらに関しては理論的にどのように表現をしているのかということは私も適切なことばを持ち合わせていないので申し訳ございませんが、そういうことをこの場でご議論頂くということではなく、むしろ国際会計基準に準拠した財務諸表が、現にこれから作成されようとしているということを前提として、我が国の証券取引法上どのように捉えるのか、あるいは、どのように位置づけるのかというご議論をお願いしているわけであります。前者のご議論は、企業会計基準委員会の場で国際的な対応ということも含めてご議論をされておられることであります。このことは前も申し上げたことはあるのですけれども、改めて補足をさせていただきます。

加古部会長 今との関連ですが、金融審議会ではどのようなテーマで、どのような議論があるのか、少し紹介して頂きたい方がよろしいのではないかと思います。

羽藤参事官 金融審議会は第1部会の場合に、東京大学の岩原紳作先生を座長としてディスクロージャーワーキンググループという場がございます。そこで今、英文開示についてということでのご議論をお願いしております。我が国のディスクロージャー制度の中で、要するに英語で表現をするということ、どのように考えるのかということをご議論頂いております。

ただ、その時に現状としては日本の法制度にしたがって日本語で提出して頂いているわけでありますから、単にそれを英語でもいいのではないかとということではなく、要するに英語で存在しているものについて、それには、各国の制度上の理由が一方にはあるわけでありますから、

その理由としてどこまでのところまで遡って、それを我が国で開示される書類として認めるのかどうかというところにまで議論が及ぶのではないかと、そのような議論があるわけであります。具体的には会計基準の準拠性の話にもなり得るだろうということでもあります。

仮に例えば英語で認めることについて、一体どのような手当てをすることが、そもそもの制度目的である投資者保護という観点で、適切なのかどうかということについて論点の整理をさせて頂くということ、これまで2回議論をして頂いておりますけれども、連休明けに論点の整理を事務局として提示了承させて頂いて、そして5月、6月ぐらいのタイミングになりますでしょうか、全体の考え方について取り纏めを頂こうということでご議論をお願いしております。

加古部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

藤沼委員 この外国会社の開示に関する論点の整理の1、2、3というのはよく分かるのですけれども、4、5、6がもう一つ分かりづらい、ということなのですけれども、その4で「本国で開示している財務書類以外の財務書類を我が国で開示する場合」ということなのできけれども、どういうことをご想定しているのでしょうか。

多賀谷課長補佐 個々にどういうケースがあるかというのは、あまりケースがあるというものではないと思うのですが、基本的に財務諸表規則の構成上は、まず本国で開示している財務書類を日本で出す。認める。それから本国以外、例えばどこかの国がアメリカで上場をして、アメリカで開示している。その書類を日本にも提出する。つまり第3国の書類を提出する。そのあとに、それを日本で開示することもできるのですが、違うのを出したいという場合、逆にいえば恐らくあり得るのは、今はほとんどないかと思うのですが、本国で個別で財務諸表を出しているのですが、これからは日本には連結を必ず出さなければいけないので、連結を出したいとか、そういうケースでございます。

それから4番目が、実は本国で開示している財務諸表あるいは開示していない場合もあるかもしれませんが、日本では外国の会社が開示しようとしているものが認められないという、それが財務諸表のレベルかどうかということも含めて認められないので、その場合は日本からこういう基準で財務書類を作りなさいと指示され、その指示に基づいて作ったものを日本の有価証券届出書で開示をして出すという場合です。

ですから、こういうケースは実務的には非常にめずらしいケースだとは感じておりますけれども、その場合は日本でプライマリーになります。本国では例えば公開をしていないで、日本で初めて公開をする。日本で株式の公募をするあるいは証券を発行するということに伴って、初めてディスクロージャーをするというケースが考えられるのではないかと考えられます。

加古部会長 そのようなケースがこれまでいくつかありますか。

多賀谷課長補佐 日本のプライマリーというのは、基本的にないと思います。

加古部会長 いかがでしょうか。

藤沼委員 こういうケースがあるのかなといろいろ考えてみて、ご質問したわけです。ケイマンといったタックスヘブンを法人を作って、その会社が日本で直接プライマリー・リスティングをしたいというようなケースか、あるいは発展途上国の企業で、その国は国際会計基準も使っていないけれども、優良企業で日本の証券市場に上場したいといったケースかなと思いました。

例えば4番の場合には、日本の企業がUS基準で財務諸表を作って直接アメリカの資本市場に行く場合には、この逆のケースになりますが、これに当て嵌まります。ケースが例外的な感じがして、何かすっきりと飲み込めないというのが質問の趣旨でございます。この論点があるということについては、よく理解出来ます。

加古部会長 他にいかがでしょうか。

奥山委員 最初に戻って質問なのですが、資料1の別紙でご説明頂いた中で、聞き取り難かったところを教えてくださいたいのですが、「外国会計基準の同等性決定の時期」という四角の枠がございます。その最初の黒丸で「ECは、遅くとも指令の施行5年後までに、第三国基準の同等性に関する必要な決定を行うべき」とのご説明は、これから出る指令のさらに5年後と、そういう読み方で会計基準の外国基準の同等性を認めるということでしょうか。

松尾企画官 ご指摘のとおりでございます。透明性指令に即しますと、ご説明したように恐

らく施行が2006年の秋頃と思います。としますと、2006年の秋頃から5年後までですから、2011年の秋頃までと思います。それまでには同等性に関する決定を行わないといけないということでございます。関連性があるのは、この負債証券にかかる適用除外でございまして、実はここで書かなかったのですが、負債証券について一定の要件というのがございまして、「真実かつ構成な概観以外に同等性が否定されていないこと」というのがございまして、同等性が未決定のままであれば適用除外があるのですが、同等性についての評価が決定をされ、同等性が否定された場合には、この適用除外はかからないということになっています。

恐らくいつまで経っても同等性が未決定だと困るので同等性を決定する期限を、かなり長い期限ではございますが、設けたということではないかと個人的には推察しております。

奥山委員 そうすると、今2007年開始する事業年度で国際的に受け入れられている会計基準について検討しようというお話ありましたね。それから2年でしたか、それよりもさらにあとにもなるとい可能性は十分あるということですか。

松尾企画官 この同等性の適用除外はあくまでも負債証券だけでございます。株式、あとはエクイティー型資金調達、転換社債型、ワラント型については適用除外ございませんので、もし同等性が未決定のままですと、そうしたものについては仮に2007年として、それ以降は日本基準が認められないということになります。したがって、実務的には放置しておくことは適当ではないのではないかとこのように考えられます。

加古部会長 よろしゅうございますか、他にいかがでしょうか。

どうぞ、斎藤委員お願いします。

斎藤委員 今日、集まって議論している以上は、先ほど事務局からご提案頂いた基本的な考え方についての意見を求められているのだらうと思いますので、簡単に申し上げたいと思います。

私は先ほど資料3-2に沿ってお話頂いた方向性について部分的にヘジテイトする面もございませぬけれども、全体として特に違和感がなくて結構ではないかという感じを持っております。特にその前提としてお話いただきました資料3-1の1ページですね、1のところの右側、考え方の3段落目、「一般的には本国または第三国で開示している財務諸表に基づき、当該国の

市場において、企業評価や株価の形成が行われていると考えられ、開示制度が国際的水準において整備されている国の会社については、当該本国で開示している財務情報を開示することが、我が国の投資者保護上問題がないとされたためである」との考え方が示されたわけですが、この考え方は恐らく現在でも生きています。基本的には情報開示による市場のチェックというものを信頼する。それは同時に、情報開示のルールの形成についても市場の機能を信頼するということだと思えます。ちょうど市場に晒すことを、太陽の光で消毒するのと同じようなイメージで捉えているわけでありますから、情報開示を通じた市場のチェック機能だけを信頼しておいて、そこでのルール形成の役割を信頼しないというのは、これは最初から矛盾した議論でありますので、その意味でこの考え方に示された議論というのは現在も基本的に意味を持っていると思えます。

その考え方に照らせば、先ほど事務局からご説明頂きました検討の方向性の対応は、大掴みで理解できるという感じが致します。それを踏まえた上で多少ヘジテイトしているといいますが、ちょっと気になっているところだけ申し上げますが、例えば資料3 - 2の2ページ目の4番です。先ほど議論に出ましたけれども、前段の「本国で開示している財務書類以外の財務書類を我が国で開示する場合」これは除いていいと思えますが、その次の「我が国での開示がプライマリーである場合」、この場合にどうしても日本基準を前提にしなければいけないかということは多少議論の余地があると思えます。

もちろん、ここに書いてあるように関連する開示制度、適正性を担保する措置というものが必要であることは当然ですが、それでもなおかつ、日本基準でなければいけないのかという疑問は残ります。例えば日本でプライマリー・リスティングをする場合に、仮に国際基準を使いたいという企業があった時に、それを本当に全部拒否するのかということ、そこは少し検討の余地がまだ残っているような気が致します。

それから最後の部分で「我が国の基準以外の基準により作成された財務書類について、我が国の公認会計士または監査法人の監査を受けることについて問題は生じないか」。これも、もし言われていることが今のケースで、例えば日本で上場するとき国際基準にしたがって出てきたものを、日本の通常の監査のやり方で、日本の監査法人が監査をすることでいいのではないかとと言われると、多少私は首をかしげます。ただ、その場合にそれぞれ財務情報を作成する基礎になった会計基準があり、その本国基準に対応した監査基準というのがあるはずであって、その監査基準に則った監査を行う体制があれば、私は議論の余地は残っていると思うのです。

その観点から4番に戻って、こういう日本での上場がプライマリーに該当する場合に、日本以外の基準に依拠することについての議論の余地は、少しは残っているのではないかと依然として感じます。ただ、あまり自信を持って申し上げることではなくて、私自身も首をかしげながら申し上げておりますので、その点はお含み頂きたいと思います。以上です。

加古部会長 引頭委員、お願いします。

引頭委員 証券会社の立場から今の斎藤先生のご発言の件なのですが、先生のご指摘はまさにその通りだと思います。今はあまりそういう例はないのですが、例えば、中国企業がどんどん日本の市場を乗り越えてナスダックとか、そうしたところに上場してしまっている。そうした中で、今、東京の東証市場の出来高等も増えてきて、日本市場が再度見直されているという流れもあります。

大体香港とナスダック同時上場というのが一般的には多かったのですが、香港と日本の同時上場という可能性だって、今のマーケットの回復の度合いから見たら可能性はあると思います。そうした中で、やはりどうしても日本基準なのかといわれてしまうと、やはり香港の方ではIAS等が認められておりますので、あと最終的にもう1つの市場はどちらを選ぼうかということもあると思います。そうしたことを考えますと、やはり日本基準だけというふうに、プライマリーだから日本基準というのはいかなるものかなと思います。以上でございます。

加古部会長 遠藤委員どうぞ。

遠藤委員 質問でございますけれども、論点のまず1番目については左側で会計基準、開示制度、財務書類の適正性を担保しているという3つポイントについてチェックするという(注)がついているわけですが、右の丸印にいきますと、開示制度をメインにチェックするとなっているのですが、そのような理解でよろしいのかどうかということと、その点とも関連するのですが、2番目でEU諸国の会社については、IASで作成していればそのまま受理するということですが、EU諸国といってもいろいろあるわけで、監査制度とかその運用状況といったものが問題にならないのかということ。それから、3番目についても同様の監査制度とその運用の問題というのは論点にならないのかどうかということです。

それから5番目のところへ追加記載とありますが、例えば国際会計基準が業績報告を決定し

たような場合に、この場合は追加記載の問題なのか、それとも会計基準として受理するかどうかの問題なのかという整理が必要になるのではないかと思います、その点についていかがでしょうか。

多賀谷課長補佐 最初のところは資料の言葉足らずでございまして、右側の言っている開示制度というのは、開示制度は会計監査も含めた全般的な意味で言っておりますので、制度といった方が、全体の制度とご理解いただければと思います。

2番目も同じでございまして、2番目のEU諸国につきましては、現在日本で開示が認められているところは、そのまま中身の基準が変わったという形での位置づけでは認められ得るのではないかとございまして、例えば英国やドイツといった国の会社が、日本で今開示しているという時に、その英国やドイツの基準及びは開示制度全般、会計監査、開示制度全般の認識としては、その財務諸表を取り巻く、それを支える認識としては変わっていないので、そういう位置づけとしてはクリアするのではないかとこの前提でございまして、そういう位置づけにおいては全部クリアできるのではないかとこの考え方でございまして。

したがって、当然3番目は、例えば今は認められていないような国が、国際会計基準にしたからといってすぐ認められるのといった時には、やはりそれは原則的な考え方、やはり全般的な開示制度を見て、投資家保護上問題がないかというところに立ち返って判断をするというのがまず前提にあるので、単に会計基準が国際会計基準だから認める認めないという判断基準ではないのではないのでしょうかという考えでございまして。

それから追加記載については、正にそういうところまで含めて追加なのかどうかというのは、財務書類の種類というところまで場合によっては、従前キャッシュフロー計算書は日本では資金計算書の違いというのがありますし、資金収支表という形でございましたので、正にそこは会計基準の中身の話として、然るべきASBJ等でまた議論される話ではないかと思っております。それを踏まえて、それは差なのか、財務書類自身の問題なのかというのは、判断をしていく必要も出てくる可能性はあるとは考えておりますけれども、それはあくまでも個別にその財務諸表として適切かどうかということだと思っております。

松尾企画官 補足させていただきますが、只今、遠藤委員のEU諸国といっても監査制度、運用いろいろあるというのはご指摘のとおりでございまして、特に今年の5月から10カ国増えますので、現状を見れば必ずしも統一的ではないということがあります。恐らくEU側もこ

のためもあって、先月に法定監査に関する指令案を提案致しまして、監査制度等々を統一しようという動きが出てきているのだと考えます。まだ欧州委員会の提案の段階でございますので、最終的にこの法定監査に関するEUの指令がどうなるかということ、よく見極める必要があるかと思えます。

加古部会長 辻山委員、お願いします。

辻山委員 却って議論が混乱するかもしれないのですが、一応将来的に検討の過程で明確にしておかなければいけない点がございまして、国際会計基準がIASBで3月末に一応2005年に向けたものが決定されたというふうに向っております。それについて最終局面で32号と39号がEUの方で受け入れるのかどうかということがぎりぎりまで交渉がありまして、これが最終的にはEUで認める方向で話が進んでいるという向っております。

ただ、最終的にEUがこの32号、39号を受け入れたかどうかということとは別に、この問題は別途な意味を持っていると思ひまして、今後IASBが作るIFRS、つまりIASB版のIFRSをEUがそっくりそのまま受け入れるとは限らないということが明確になってきたわけですね。ものによっては先ほど議論に出た業績報告等について受け入れない可能性がある。そうすると国際会計基準といっても2セットがありまして、EUの域内基準としてのIFRSと、いわゆるその他のIFRSといいますが、IASBでつくりっぱなしのIFRS、これについてはどのような取扱いにするのかということは、概念上分けて考えなければいけないと感じております。

羽藤参事官 それは恐らく根本的な問題として会計基準がどのように形成されるのかというところで、一つの答えが出てくるのではないかと思います。つまり、理念としてこうであるべきであるという崇高な目標の下で精緻化していくというご努力は、これはご努力として必要なことなのでしょうし、まさしくIASBはそういうことで議論をされているのだと思ひます。しかし、現実にはやはり先ほどありましたけれども、具体的に企業が企業評価あるいは株価形成というふうな形で情報を提供するというところで、どのような基準に準拠しているのかということがマーケットの中で、またそれが具体的なものとして使われていると認識しております。

そうすると、そういうものと遊離した理念系としての「立派な」というと表現は不適切かもしれませんが、「ワンセット」のIFRSなるものであっても、果たして、いかにそれが望ま

しいといったところでも、現実のマーケットが受けつけない限りにおいては、それはあるいは空論なのかもしれないというふうに、言葉が過ぎるかもしれませんが、思います。

実は今、日本でフォルクスワーゲンは確かに国際会計基準がドイツ商法において認められていることを前提として、そのことに依拠して有価証券報告書を開示しています。そこでは明確に、金融商品についてはI A Sの39号に立脚をして処理をしているのだというふうに書かれてあるわけです。ドイツの商法で認められ、それがマーケットに具体化していると認識出来ます。こういう実態があるということですから、ある意味では、そのような形で現に具体化されているということかもしれません。また別の言い方をすると、混乱が生じるかもしれませんが、それぞれのマーケットの監督当局が容認をしているということは恐らく議論として外せない点だと思います。

その中でまた自ずとルールも出来上がっていくのだらうということなのだ理解をしています。そういうことで出来上がってくるであろう、カギ括弧付きかもしれませんが、「国際会計基準」なるものをどのように受け入れていくのか、それは財務諸表として、そしてマーケットの中で具体的に実践されたものとして日本で問われることになる、そういうものをこの場を通じてどのように議論として整理させて頂くのかということが大事であろうと思います。

藤沼委員 論点の方の3 - 2の1なのですけれども、この(注)で我が国の制度と同等と認められるかどうかについての判断基準を明確にすべきであるとあります。まさにその通りだと思いますが、ここに同等性の判断に関する、例えばEUでは指令があり、上場会社を監査する会計事務所についてアメリカの場合にはPCOBというところがあって、登録制があって監査事務所のオーバーサイトをするということがあるわけですが、これはこういう方向で考えていくということなのでしょうか。ただ、単に一応問題点としてこういうところを検討したいということなのでしょうか。

多賀谷課長補佐 特にこういう方向が日本でいいかどうかということをお願いしているわけではございません。先ほども申し上げましたように、今、個々の財務書類で判断をしている。しかしながら、その背景にはやはりその国々の制度というものがあるわけですので、やはりそこを明確化をし、個々個々の財務諸表を判断する上でも、その基本となる判断基準というのがあるのではないかと考えています。

そのためには、どのような方法がいいのかというのは、特定の方法を考えているわけではご

ざいませんが、EUではむしろ包括的な意味で判断はするというような一つのやり方がある。アメリカでは例えばこれは監査の部分だけなので、必ずしも整合性がとれたことではなくて、監査という意味ではある一定のレベルを求めるところには登録制というような形で、外国の監査法人も含めて登録をするということでございますので、そのような一つの方法論、いろんな方法論もあると思うのですが、工夫がされているということをご紹介したいという意味でございます。今は明確なと言われても、例えばどのようなやり方を他の国では行われているかという時に、例えばこのような方法もありますという、一応今のところはそういう意味で(注)を付けさせていただいております。

藤沼委員 会計基準の同等性については、今の財務諸表規則でも公益又は投資家保護に欠けることがないかどうかを判断するというような規定がありました。これも一つの判断のということで、一番簡単だと思いますが、このような方法を踏襲することも、同等性の判断と捉えることも出来るわけでしょうか。

多賀谷課長補佐 それは解釈論でございますので、私の解釈が正しいかどうかということもあるのですが、1つはまさに「公益または投資者保護に欠けることがない」というのが条件なわけですが、もう一步踏み込んで、「公益または投資者保護に欠けることがない」というのは何かということなのです。それについてEUでは例えば会計基準が同等(equivalent)かどうかというような一つのメルクマールもあるでしょうし、監査の面でみるとEUはまだ構築中かもしれないませんが、アメリカでは登録制というようなことで一つのレベルをそろえるとか、そういうやり方があるということで、「公益または投資者保護に欠けることがない」という言葉だけで判断をするということでは、透明性の面で判断が難しいのではないかとということで、もう一步明確にするべきではないかと思われます。

その方法論については別に今特定をしているということではないのですが、今のままでは明確性がちょっとよくわからないのではないかと。例えばアメリカとどこかの国、アメリカの会社と他の国の会社を比べた時に、どういう判断で「公益または投資者保護に欠けることがないのか」というところをもう少し明確にするべきではないかとということ論点として挙げさせていただいているということでございます。

加古部会長 他にいかがでしょうか。弥永委員どうぞ。

弥永委員 4のところ、またちょっと話を戻してしまいますが、この4のところプライマリー・リスティングを日本でやるような場合について、2つ目の丸印のところ、本国において証券取引法または商法に相当する開示制度がありますが、このような場合でなくても実際にはプライマリー・リスティングをやりたいとすることがあるわけだと思います。ですから、あまり前半の要件を強く、つまりこういう開示制度があるということを強く読むよりも、むしろ適正担保措置の方があればいいのではないかという印象を持ちます。

それから先ほど斎藤委員などからご指摘があったように、やはり日本基準だけに限定するということになる、適正担保措置との関係でも問題があるのではないかという気がいたします。と申しますのは、本国にある適正担保措置で、日本基準にしたがった財務書類についてそのようなことが行われるというのは、結構無理があるかもしれません。日本の公認会計士や監査法人が出かけて行って監査をしてくれるといった、そういう仕組みになれば分かるのですが、やはり本国の方には必ずしも日本基準では十分な監査ができる仕組みはないけれども、ひよっとすると国際会計基準などに従った財務諸表については、きちんとした監査ができる仕組みがあるといったこともあるのではないかという気が致します。

加古部会長 いかがでしょうか。

羽藤参事官 敢えて補足で申し上げますと、恐らく本国基準を認めるということ、それから第三国基準を認めるということは本質的に意味が違うのではないかと思います。既にお気付きの通り本国基準で認めているということは、もちろん、その本国において具体的に開示される際には会社法制、それから一連の訴訟法制において、具体的にどのようなもとで開示されているのかということと「セット」にして、いわば受け入れている形になっています。ところが、第三国基準の場合には、その基準自体にどちらかというに着目をし、担保措置であるとかあるいはここで使っている言葉でいいますと、「当該本国の開示制度」ということとは一応切り離して理論的には考えて受け入れているわけであります。

そういうことを考えながら昭和40年代当初からできている制度について改めて振り返ってみますと、存在しているものには凡そ合理性があるのだとは思っているので、説明をすることは出来ると思いますが、その説明を整合させることができるかというところには、私も若干の限界なり制約を感じているところがあります。ただ、説明する責任は行政当局として求められているわけですので、議論としては3つの段階に分けながらこの問題の整理をしていくのかなと思っ

ているわけでもあります。整理は完全には出来ていないのですが、1つには、会計の基準というものはどのような形成過程を辿っていくのかというときに、今の時点で、国際会計基準なるものをどのように考えていったらいいのかというのが、これがまず1つあると思っています。

それからその次の段階は、そのような会計基準が証取法上どのように位置付けられるのかということがあると思っています。いわゆる規範性が「与えられる」とか「認められる」と表現されているわけですが、それは「一般に公正妥当と認められるところ」として監督当局ないし市場の監督者がどのように認めるのかという議論でございます。

それから3番目には、そういうものによって、基準に拠って作成されてくる財務書類を今度は制度の中でどのように認めるのかという点であると思っています。証取法上の開示制度が、いわゆる学説的には、投資者の意思決定を支援するとの観点から開示制度が設けられているのですから、そういう制度目的との関係において、何を求めることが適切であるのか、そして何をそこで保護しなければいけないのかということではないかと思っています。そのように段階的に分けて議論の整理をしながら、国際会計基準というものが今、目の前に表れていて、これが具体的にどのタイミングでどのようなニーズに基づくのかというところが、議論のエッセンシャルなところだとは思いますが、そういうことを含めて議論の整理をさせて頂くのかなと思っています。

加古部会長 ありがとうございます。今日、もう1点議論しておきたいことがございますので、まだ若干時間ございますが、先に進めさせて頂きたいと思っております。

それは我が国の企業が、国際会計基準によって財務諸表を作成するということの取扱いについて、少し意見を交換できればと思っている次第です。議論の参考といたしまして、米国基準によって連結財務諸表の作成が認められる規定がございますので、それをまず、事務局に説明して頂いて確認をするというところから議論に入りたいと思っておりますが、その点よろしくお願ひします。

多賀谷課長補佐 それでは、最初に簡単にご説明させていただきます。国際会計基準にしたがって我が国の企業が財務諸表を作成するというご議論に先立ちまして、現在日本基準以外で認められている、いわゆる米国式の連結財務諸表を作成して日本で開示ができるという制度がございます。

資料4にその開示をしている会社の状況と、その後ろに一応開示の規定を付けさせて頂いて

おります。細かくは省略いたしますが、2枚目の規定ですと、連結財務諸表規則、下の段でございませうが、第87条というところに「米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表」では、これは連結財務諸表だけでございませうが、「米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益または投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。」とされております。金融庁長官の指示というのがありますが、これは89条、90条ということで若干補足的な追加注記があるということでございますが、基本的には米国でリスティングをしている会社については、米国で開示をする連結財務諸表を提出することができるということにしております。

1枚目にそのリストがございませうが、この規定は87条という規定ができる以前から米国式の連結財務諸表を作成している会社につきましては経過措置がございまして、そのような会社も含めまして現在これだけの会社が入っているということでございます。計35社でございます。基本的には米国で上場している会社が多いのですが、そのほかユーロ市場で上場するために、日本で連結財務諸表制度ができる以前から米国式の連結財務諸表を国際的に開示をしているという会社が含まれているということございまして、87条が出て以降、最近ですと例えばトヨタ自動車がニューヨークに上場するというような形で、米国の基準ですと国際的にこれだけで広く米国以外の市場でも使われているという形になっております。

それから若干補足させていただきますと、この解釈でございますが、米国式というふうに呼んでいるわけでございますけれども、これはアメリカの会計基準にしたがってという言い方ではなくて、米国で認められているということで、SECが外国会社の規定等もございませうので、SECによるレギュレーション等も含めて、米国で認められている連結財務諸表という意味で使っております。そういう形で多少アメリカの会計基準そのものという意味からみると、少し幅広い意味になっているということでございます。一応状況としてはそういう形を前提に、このような場合は、現在は米国での登録というのを前提にして、我が国でも米国で開示する財務諸表を受け入れております。

それから商法上も連結財務諸表の作成が大会社には義務づけられるようになりますが、この米国式で作っている商取法を適用されている会社については、商法上もその米国式の連結財務諸表を開示するという形で商法施行規則は規定をされていると承知をしております。簡単でござ

ざいますが、以上でございます。

加古部会長 ありがとうございます。それでは、ご意見を頂戴したいと思いますが、その前に只今のお話のあった米国基準で連結財務諸表を作成している会社、ここに参考として日立製作所のケースがございますが、これにつきましてせっかくの機会でもありますので、実務上の問題などをご紹介頂ければ参考になるのではないかと思います。

では、八木委員お願いします。

八木委員 この有報との対応においてというよりも、むしろ我々がニューヨーク上場を機に米国基準に取りかかり、そのとき受けた色々な意味でのカルチャーショックとそれに対して実務上どう対応したかということが今日の議題には近いと思いますのでご紹介したいと思います。後ほどこの有報のテクニカルな部分は何かご質問があればお受けしたいと思います。お手元のコピーは、現在のルールで出来た昨年度のものでございますので、導入したときのもっとプリミティブなときとはだいぶ違います。そういうことでこの書類と離れて昔話を申し上げたいと思います。

私どもの連結財務諸表は、言われるところのSEC基準によって作っておるわけです。我が国では1976年から連結財務諸表といいますが連結の開示制度が始まりましたが、アメリカにおいてADRを発行した1963年からSEC基準で、もう大体41年になるのですけれども、決算書を作ってきたという歴史がございます。この長い中で色々なカルチャーショックを受けましたが、3点ばかり申し上げたいと思います。その1つは、退職給付会計です。書類がなくて恐縮ですが、1985年にFASBの退職給付会計がFASの87号という形で出ました。日本では2001年からご案内のように導入済みでほとんど同じような内容だと思いますが、とにかく85年の当時では、まさに驚きをもって対応した記憶があります。例えば新しく年金負債としてPBOを導入し、これをバランスシートに反映していく考え方などですが、それまでキャッシュベースで年金を考えていた我々からすれば非常に新しい考え方であったわけです。ただ驚いていただけではなくて、大きな問題になったのが、日本における厚生年金基金制度です。国家の社会保障部分を代行するいわゆる代行部分が内包されている点が問題でした。これはもちろんアメリカにはそういう制度がないので、米国の基準設定者の頭の中にはそういうものが全然ないわけでありまして、それにどういふふうに対応していくのかということが、非常に難しい問題でございました。

具体的には例えば国の部分、社会保障部分は別に切り分ければいいのではないか。こういうことになるわけですが、もうご承知のように現在、代行返上で一人ひとりの残高のチェックすら、我々基金でも当初何万人という不一致が出てきて、これを詰めるのにも半年もかかりました。それでもまだ負債部分というのは何とか計算出来るのですが、いわゆる資産を代行部分と企業年金部分とに切り分けるのは、正に不可能な状態でもありました。そういうことを逐一アメリカ側に説明致しまして、いかにこの分別が困難であるかということ、我々は主張しました。ただ、そのときの経済情勢はご存じのように非常に良く、基金の規模は、大きい方が利益が上がる状況でした。そういう背景があったので、これをもし切り分けたらきっと企業に利益が出るので、例えば前払年金費用を計上することの妥当性の議論もあったかと思うのです。一方、厚生年金基金は企業が拠出すると、その権利は年金の加入者のものになるわけで、二度と戻ってはこない仕組みです。そういったものを会社の方のB / Sに前払年金費用として計上するのはいかなものかなど、色々なことを当時議論致しました。

そういうことで当時のJ I C P Aや経団連からもバックアップのレターをS E Cに出して頂く傍ら、米国基準で連結決算を作成していた企業を代表する格好で弊社が現にS E Cへ出向きまして、お願いをしました。今でも続けておりますが、当時F A S研究会を作って、そしてメンバーでビッグエイトと交渉するといったことまでやったわけでございます。結局、国内では埒があきませんので、S E C当局と結局2年越しの交渉をしたというような思い出がございます。

この間、適用時期を過ぎてしまうというようなことで、先方も心配してくれまして、ノーアクションレターを発行するから請求したらどうかといったアドバイスまでもらいました。そういう意味では当局が、非常に相談によくのってくれたと記憶しております。

そういうことで最終的には年金資産の時価評価額と責任準備金につき可能な限りの注記をすればいいということを認めてもらったのですが、ここにおいてF A S研究会の中が2つ割れました。つまりこれをオンバランスにする会社と、それから実は日立と松下の2社だけだったのですが、注記に留めるという会社に分かれました。ルール通りの処理をしないのですから監査では1号限定付きとなる種のものですが、我が国の厚生年金基金の状況を理解してくれまして、S E C当局は受理してくれました。

それから2番目は、有価証券の時価主義会計についてです。これは1993年に公表されたF A Sの115号の適用に当たっての、その他有価証券の取扱いです。米国では売却可能証券ということでございまして、今日の有報の中にもそのような表現で入っておりますけれども、そ

れの資本直入処理について議論がありました。米国の会社は上場有価証券などはたくさん持っていないませんが、当時まだ日本の会社は多額の持分がありましたから、その他有価証券のマーケットバリューでの評価益を資本直入することの影響が、非常に大きいということから非適用にしてもらえないかという宥恕措置をSEC当局に申し入れました。

これはもうわざわざ出向くまでもなく、ペーパーでお願いしたらすぐペーパーで「分かった」という回答が来ました。ただこれはもう2001年に日本でも有価証券の時価会計が導入になりましたので、ご承知のとおりで、今は日米差はない状況になっているわけです。

それからこれと逆の例として企業のセグメント情報がございます。我が国では表示が求められております海外売上高は、米国基準にはないのです。参考資料の有報には海外売上高を入れておりますが、我々はこれを日本では開示しないと認められないから、あえて事業ごとのセグメントと所在地別に加えて海外売上高、この3つとも日本ルールに準拠したものをSECに対する年次報告、これはForm-20Fですが、これに非財務情報として開示しており、これについてもSECは認めております。その後も米国基準でセグメント情報を作っている他の日本企業も我が国ではこの有価証券の報告書においては海外売上高を追加開示しなさいという金融庁の指導が行われておりまして、これはそういう意味では我々と整合しているわけでございます。

そういうことで色々な海外の基準を導入するに際して、現実には多くの問題が生じて来る。母国、つまり我々でいう日本の監督当局と、それから米国など当該海外当局、双方の監督や規制によって解決すべき問題は今後も非常に多いと思っております。会計基準の体系をそっくり受け容れる方向には問題があると考えます。企業として受け容れ難い考え方に対しては、大いに意見を述べ、良いと思う方策を提案し、先方の承認を取る努力をすべきであります。それが投資家保護にも繋がると考えます

資料もなく恐縮ではございますが、以上が我々の導入のときの苦労話の一端でございます。そのとき本当に苦労したのは逆瀬委員でございます。何か詳細なご質問等がありましたら、ご質問下さい。

加古部会長 逆瀬委員、何か追加ございますでしょうか。

八木委員 申しわけありませんが、資料4の米国市場に上場しているというところで、私どものニューヨーク上場が抜けているのですが、その他にも三井物産など二、三あるのではない

でしょうか。

羽藤参事官 申し訳ありません。これはこれまでに財務局に報告があったものとして事務局でまとめたものではあるのですが、ただ、例えば今もお話にありましたように、実は今朝も住友商事がフランクフルトから撤退をされたということを伺ったのですが、こうしたことを踏まえて、もう一度チェックをさせて頂いたものを公開の資料として取扱いをさせて頂きたいと思っております。

八木委員 よろしく申し上げます。

加古部会長 それでは、今のご説明などを含めまして、ご意見などございましたらお願いいたします。

(発言者なし)

加古部会長 どなたかご意見ございますか。事務局の方で補足説明など、今の八木委員のお話などを参考にしながら、ご発言があったら申し上げます。

羽藤参事官 今もご紹介を頂いたり、あるいは、私どもとしてご説明を申し上げましたことは、米国式の連結財務諸表の上場ということで、我が国のこういった企業の方々が米国において上場しているということもさることながら、そういう連結財務諸表を我が国において認めているのであるということをご説明をしたかったということでございます。

それは実際に企業活動のニーズに基づいて、米国だけではなくて米国以外の市場において、米国の会計基準に基づく財務諸表を作っておられるということが現にある中で、我が国の企業が我が国において国際会計基準に準拠するということを選択していくことをどう考えていくのかということへのご議論を繋いで頂きたかったということでもございます。

加古部会長 他にいかがでしょうか。

弥永委員 今、八木委員からご紹介があったアメリカ基準といいますが、そのころは日本で

はそもそも連結財務諸表をつくることは要求されていなかったわけですが、やはり日本基準からアメリカ基準に切り替えるというのはコストがかなりかかるものなのかなという気が致しますが、いかがでしょうか。

逆瀬委員 私どもは日本基準で作られた連結子会社と親会社の決算書にアメリカ基準への修正仕訳を入れる方法でアメリカ基準準拠の連結を作成しております。海外子会社も基本的には現地基準で個別決算をやらせていますので、同様であります。この組替えの仕訳がなかなか大変であります。

それから、今のお尋ねはそういうものを踏まえて、日本基準から I F R S とか別の基準に連結ベースで基準を切り替えるという話だと思います。よく分かりませんが、いろいろ考えてみますと、監査の話も絡みますし、期首のバランスシートの評価・作成作業もまたやらなければなりません。個々の集団の事情によっても違うとは思いますが、私どもの場合は、連結子会社の数が約 1,000 社で、持分法対象の関連会社も含めると 1,100 社を超える規模ということになります。人件費だけでも相当なお金になるというふうに思います。ざっと考えて数十億程度はスタートのときに要するのではないかと思います。

加古部会長 他にいかがでしょうか。西川委員どうぞ。

西川委員 全然頭が整理されていない段階なのですが、日本企業について I F R S の採用を認めるかどうかという点についてです。今 2005 年問題についてヨーロッパに対して主張しているのは、むりやり I F R S を強制させられるのは避けたいということであって、もし日本企業が自分の得になると思って I F R S を自発的に採用するとしたら、それは採用する余地があるのだろうという中で、その採用した日本企業が国内においても I F R S に合わせたいというニーズがあったときには、今の日本のこれまでの考え方に照らすと、その部分は認めざるを得ないのかなという感じがします。

その一方、日本にいて外国では資金調達をしない。単純プライマリーだというときにどうするかという議論は、やはりもう 1 つの何かしら違う考え方を追加しないといけなくなります。I F R S は世界基準だから日本基準でもあるというような、そういう単純な話では多分解決しないだろうという気がして、それが現在の外国企業でのプライマリーのところでちょっと穴があいているようなことが、きちんと解決しないといけないのだろうと思います。それが何であ

るかということ、よく分からないけれども同等性 (equivalent) ということをここで考えるのかどうかということなのだろうと思うのです。

その場合、日本基準を中心にした equivalent なのだろうと思うのですけれども、それがもう1つの考え方である開示制度が国際的水準で整備されている市場に晒されているというようなことは全く異質の要素であるために、その2つがどう組み合わせさせていいのかということが難しい問題ですが、事務局サイドで考えて頂ければと思います。

羽藤参事官 先ほども申しましたとおり、会計基準がどのように形成されるのかという議論と、それから証取法上の「一般に公正妥当と認められるところ」という意味合いにおいて、会計基準としての国際会計基準をどう捉えるのかという議論と、そしてさらに、それに基づいて財務諸表が作成されているということについての現状の取扱いを今日、見て頂きました。

基本的にはそれは一定の担保措置というものが裏打ちとしてあって、あるいはマーケットの中で具体化されていてということの意味合いにおいて容認されているということですから、第三国基準をどう考えるか、あるいは、プライマリーのものどう考えるのかということ、整理しないといけないと思います。従来制度がどのようなものであったかということ整理していくこととの関係においては、ある程度は説明がつくにしても、制度も、繰り返しですけれども、ニーズにおいてある特定の目的の下で手当てが行われてきているという意味では、完全無欠なものとして成り立っていないということも事実です。

そのところについては、我々は説明をする責任を負っているので、どのようにこれを説明を申し上げるのか、あるいは説明は難しいけれども、これからの制度設計としてはこのようにあるべきではないかと思うということを整理させて頂かなければいけないのだと思っています。ですから、それはお時間を少し拝借しまして、事務局として論点を整理させて頂きたいと思います。

斎藤委員 同じASBJの中で十分に意見が調整されていなくて大変申し訳ないのですけれども、今の西川委員が言われたことは全くその通りでありまして、今の問題は先ほど私が申し上げた各国基準、本国基準を生み出した各国市場のチェック機能なり、各国市場における価格形成を信頼する。それに基づいて外国基準、本国基準で作成された財務書類を日本でも受け入れる、また外国に対しても同じことを要求する、その原則からいたしますと、プライマリーで外国基準をそのまま受け入れるということは、ある意味で矛盾している議論なのですね。

にもかかわらず、その矛盾を最小限にするためにどういう条件を考えていけばいいかという観点から、議論の余地が残っているということを申し上げたわけでありますので、先ほど私は、例えば本国基準に対応した監査の基準に沿った監査を要求するというのも一つの方法かもしれないし、それも含めて矛盾を埋めるような制度措置の工夫は必要だろうという趣旨で申し上げました。その点だけを念のために付言いたします。

加古部会長 そろそろ定刻でございますが、なお、今日、発言しておく必要がある方は、ご発言頂きたいと思いますが。奥山委員どうぞ。

奥山委員 あまり監査基準のことは今回ふれていないように思うのですが、一応問題点の最後の7のところですね。我が国と同等の基準というところには概ね監査全体の仕組みなり、基準なりあるいは今までの慣行なり、そういうものが入っているという理解の上で考えると、こういうことでよろしいのでしょうか。私はそういう理解をして、そしてなお、今後試験制度なりあるいは監査教育なり、公認会計士協会内において、やはりこういうことも含んで考えていかなければいけないのかなという意味合いで捉えたいと思っています。

加古部会長 それでよろしゅうございますか。

多賀谷課長補佐 基本的にはそういうふう考えております。ただ、監査基準だけではなくて、恐らく監査人が持つべき資質全般においてという、それは奥山委員おっしゃる通りで、そういう広い意味において我が国以外の基準で作られた財務諸表あるいは外国の会社の財務諸表を監査するときに必要なものではないかというような趣旨でございます。

加古部会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、定刻でございますので、本日の部会はこれで終了させて頂きたいと思いますが。なお、次回の部会につきましては連休がございますので、5月の中旬以降になろうかと思いますが、引き続き我が国の企業の国際会計基準の対応を中心に議論を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。なお、次回の日程につきましては、後日、事務局を通じて連絡させて頂きますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(午後4時00分 閉会)